**平成２８年（フ）第３１４８号**
大阪市住之江区住之江３丁目６番１号
破産者　久保登美子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３２３１号**
大阪市大正区平尾３丁目６番３号
破産者　松輝産業こと　吉松　宏記
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３２７５号**
大阪市生野区田島５丁目20番26号
破産者　山本厚**吉**こと　康　　厚**吉**
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３７７９号**
大阪府寝屋川市木屋元町１番15号（209号）
破産者　橋本　清弘
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８５２号**
大阪市平野区喜連東１丁目３番５－405号
破産者　西坂　秀嗣
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１４９号**
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番107－504号
破産者　管藤　　文
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１８２号**
兵庫県川西市錦松台29番12号
破産者　仁坂運送こと　仁坂　友昭
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１９５号**
大阪市大正区泉尾２丁目６番１－503号
破産者　川添　　篤
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４２９４号**
大阪市生野区勝山北４丁目９番48号
破産者　呉本幸輝こと　ＯＨ　ＨＡＥＮＧ　ＨＷＩ　**呉**　　幸輝
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４２５号**
大阪市中央区大手前１丁目５番４－308号
破産者　**吉**良　正美
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５３０号**
神戸市長田区上池田３丁目20番21－305号、前住所大阪府東大阪市中石切町２丁目１番７号
破産者　久保　正人
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５７９号**
大阪市東淀川区小松２丁目６番13－105号
破産者　みやびこと　青木　智之
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４６０８号**
大阪府吹田市千里山西２丁目16番９号
破産者　近藤　篤美
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７４４号**
大阪府松原市天美北３丁目17番18－214号、前住所大阪府松原市天美東９丁目11番12号
破産者　山田　浩二
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第８１９号**
大阪府河内長野市市町291番地の14
破産者　小西美千留
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第８３４号**
堺市西区草部1085番地26、前住所堺市中区小阪西町４番26号
破産者　松野塗装こと　松野　幸喜
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１６号**
和歌山県御坊市名屋町３丁目４番地５　久堀サト子方、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町小松原25番地１　市営
破産者　酒本　邦裕
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２８年（フ）第５１号**
茨城県かすみがうら市稲吉４丁目10番16号サンコーポＡ－202
破産者　野村　優子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０４号**
茨城県土浦市手野町1901番地１
破産者　岡本　君子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係